

## ◎ Q&A

### 1. 昇降設備関係

Q：昇降設備とは具体的にどんなものを指すのか。

A：床面から荷台あるいは荷の上部に安全に昇降できる設備を指し、可搬式の踏み台等のほか、貨物自動車に設置されている昇降用ステップなどです。

Q：現在、巻き込み防止用バンパー等を用いて荷台に昇降しているが、昇降設備として認められるのか。

A：昇降設備の構造については、手すりのあるもの、踏板に一定の幅や奥行きがあるものが望ましいとされるため、そのままでは認められない可能性があります。詳しくは、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

Q：昇降設備を設置しないと、何か罰則があるのか。

A：労働安全衛生法第20条第1項に違反するため「6ヵ月以下の懲役または50万円以下の罰金」となります

Q：2トン未満の貨物自動車には設置しなくてよいか。

A：2トン未満の貨物自動車の積み卸し作業であっても、高さが1.5メートルを超える箇所で作業を行う場合は、※1「労働安全衛生規則第526条」の規定が適用されますので、注意して下さい。

Q：プラットホーム等にて積み卸しを行う場合、昇降設備は必要か。

A：荷台の端から墜落のおそれがなく、荷台や積み荷の上に乗る必要がない場合は、昇降設備が無くてもかまいませんが、プラットホームからの転落等が考えられますので、十分な安全対策をお願いします。

### 2. 保護帽関係

Q：保護帽は基準があるのか。

A：労働安全衛生法第42条の規定に基づき、規格が定められています。  
この規格(型式検定)に合格した※2「墜落時保護用」をご使用ください。

Q：プラットホーム等にて積み卸しを行う場合、保護帽は必要か。

A：荷台の端から墜落のおそれがなく、荷台や積み荷の上に乗る必要がない場合は、保護帽の着用義務はありませんが、プラットホームからの転落等が考えられますので、保護帽の着用をお勧めします。

Q：テールゲートリフター装着車（5トン未満）において、装置を使わず積み卸し作業を行う場合、保護帽は必要か。

A：装置を使用しない場合は特に必要ではありませんが、安全のため着用することをお勧めします。

なお、積み卸し作業を行うためにテールゲートリフターの展開や格納をしたり、ストッパーの操作などの準備作業は、テールゲートリフターの操作の業務となりますので、保護帽は必ず着用して下さい。

Q：保護帽を着用させないで積み卸し作業を行わせると罰則があるのか。

A：労働安全衛生法第20条第1項に違反するため「6ヵ月以下の懲役または50万円以下の罰金」となります

### 3. テールゲートリフター特別教育関係

Q：現在、テールゲートリフターの作業を行っている者も特別教育が必要か。

A：令和6年2月1日以降は、特別教育を受けた方しか作業ができなくなります。作業経験者の方も受講が必要です。

Q：テールゲートリフターの操作をする者だけ受講すればよいか。

A：操作の業務とは、「上下動の操作」以外に、「展開・格納」および「ストッパーの操作」が含まれますので、どれか一つでも作業される方は受講が必要になります。

Q：特別教育を自社で実施してもかまわないか。

A：本来、各社で実施すべき教育なので問題ありません。ただし、教育のためのカリキュラムや講習時間が定められています。別表1  
また、記録（当該講習開催の日時・場所・講師名・受講者名・科目および科目ごとの講習時間等）の保存（3年間）も義務付けられています。

Q：自社で特別教育を行う場合、講師はどうするのか。

A：講師の資格の定めはありませんが、学科・実技の各科目において十分な知識と経験を有する者でなくてはなりません。

陸災防では、将来的に、講師養成講習を実施する予定です。

Q：特別教育を自社以外で実施してもかまわないか。

A：特別教育の一部または全部を外部機関で実施できますが、受講の記録を自社で保存して下さい。

Q：特別教育の一部を省略できるか。

A：特別教育の一部を省略できる労働者については別表2のとおり。

Q：特別教育を行わず、作業を行わせた場合、罰則はあるのか。

A：特別教育を実施しなかった場合は労働安全衛生法第59条第3項に違反するため、「6ヵ月以下の懲役または50万円以下の罰金」、特別教育の記録を保存しなかった場合は、労働安全衛生法第103条第1項に違反するため「50万円以下の罰金」となります。

※1 労働安全衛生規則第526条

事業者は、高さ又は深さが1.5メートルをこえる箇所で作業を行うときは、当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。ただし、安全に昇降するための設備等を設けることが作業の性質上著しく困難なときは、この限りでない。

※2 保護帽（墜落時保護用）

（例）型式検定合格標章

労（令 3. 1）検	
(1)H1563	(2)H1564
製造者名	〇〇〇〇(株)
製造年月日	令和4年7月
(1)飛来落下物用	(2)墜落時保護用

別表1

テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育

◎ 学 科

科 目	範 囲	時 間
テールゲートリフターに関する知識	テールゲートリフター（安衛則第36条第5号の4の機械をいう。以下同じ。）の種類、構造及び取扱い方法、テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1. 5時間
テールゲートリフターによる作業に関する知識	荷の種類及び取扱い方法、台車の種類・構造及び取扱い方法、保護帽の着用、災害防止	2時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係事項	0. 5時間
計		4時間

◎ 実 技

範 囲	時間
テールゲートリフターの操作の方法について	2時間以上

別表 2

テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育の科目の省略について

対象労働者	省略科目	省略時間
平成25年6月18日付け基安安発0618第1号基安労発0618第1号「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく安全衛生教育の推進について」別添2「荷役作業従事者のための安全衛生教育（陸運事業者向け）実施要領」に基づく安全衛生教育であって、教育内容にテールゲートリフターを含むものを受講した者	テールゲートリフターに関する知識（学科）	1. 5時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識（学科）	2時間

対象労働者	省略科目	省略時間
陸上貨物運送事業労働災害防止協会が実施するテールゲートリフターに係る荷役作業安全講習会（「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」をいう。）を受講した者	テールゲートリフターによる作業に関する知識（学科）	2時間

対象労働者	対象科目	講習時間の変更
改正告示の施行日（令和6年2月1日）時点において、荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務に6ヵ月以上従事した経験を有する者	テールゲートリフターに関する知識（学科）	1. 5時間 ↓ 45分以上
	テールゲートリフターの操作の方法（実技）	2時間以上 ↓ 1時間以上

対象労働者	対象科目	講習時間
テールゲートリフターの製造者、取付業者等による操作説明が、特別教育の対象である労働者に対して、テールゲートリフターの操作を実際に行わせながら適切に実施される場合	テールゲートリフターの操作の方法（実技）	「当該説明に要した時間」を講習時間（2時間以上）に含めてもよい